

令和6年度赤い羽根 歳末児童支援事業助成 助成要領

(目的)

第1条 日常生活に困難を抱える地域の子どもとその家族を支えている子ども食堂、児童、子育て支援事業等を行う団体を支援するため、『令和6年度赤い羽根 歳末児童支援事業助成』を実施します。

(対象団体)

第2条 助成の対象は、次の要件をいずれも満たす団体とします。

- (1) 会則を策定しており、予算及び決算が明確な県内の子ども食堂等、児童とその家族を対象とした事業を行う団体
- (2) 令和6年度内に実施する事業について、『赤い羽根福祉基金 特別プログラム令和6年度「篠原欣子記念財団 こども食堂応援プログラム」』による助成の他、国・県・市町等の他団体の補助を受けていない団体

(対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次の通りです。

- (1) 中央共同募金会関係
 - ① 荒川ワークス（助成原資：640,000円）
児童に係る支援
 - ② 篠原欣子記念財団（助成原資：200,000円）
子育て支援事業
- (2) 東海テレビ福祉文化事業団（助成原資：500,000円）
子ども食堂に関連する事業

(対象経費)

第4条 対象事業の実施に必要な次の経費を対象とします。

- (1) 食材購入費
- (2) 備品・消耗品購入費
- (3) 賃借料・印刷製本費
- (4) その他本会において適当と認めたもの

(対象外経費)

第5条 次の経費は助成の対象外とします。

- (1) 会議や人件費等の団体運営に要するもの
- (2) 行政が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業
- (3) 令和6年度において、国・県・市町等の他団体の補助を受けている事業
- (4) その他、本会において不適当と認めたもの

(助成額)

第6条 1団体あたりの助成額は20万円を上限とします。

(募集)

第7条 本助成に係る募集は、次のとおりです。

(1) 募集期間

令和6年12月13日(金)から令和7年1月20日(月)まで【本会必着】

※応募状況により、追加募集を行う場合があります。

(2) 助成決定

令和7年1月27日(月)

(3) 事業実施期間

助成決定を受けた日から令和7年3月31日(月)まで

(手続き)

第8条 本助成に係る手続きは次のとおりです。

(1) 申請

本助成を受けようとする団体は、本会が指定する申請書(様式1)に下記の書類を必要に応じて添付して本会へ提出してください。

本助成の申請方法は本会の指定する専用ホームページ『e応募』(下記URL参照)を通じた方法のみとし、郵便や本会事務局への持参等による申請は受け付けません。

はじめて「e応募」からご応募いただく場合

以下のリンクから下記ファイルをアップロードし、団体登録を完了してください。

<https://hanett.akaihane.or.jp/josei/chuo/login>

アップロードする際は必ずファイル名を「A~B(半角英数)」で始まる名前にしてください。

A	申請団体の定款、会則、規約のいずれか ※ファイル形式はWord、Excel、PDFのいずれか
B	申請団体の役員名簿 ※ファイル形式はWord、Excel、PDFのいずれか

「e応募」での団体登録が完了している場合

団体登録後、以下の書類を「e応募」の下記のURLからアクセスできる応募ページからアップロードしてください。

<https://hanett.akaihane.or.jp/josei/mie/oubo/apply/m1213-120>

アップロードする際は必ず各ファイル名を「C~J(半角英数)」で始まる名前にしてください。

C	応募書①「令和6年度赤い羽根 歳末児童支援事業助成 申請書」
---	--------------------------------

	※本会 HP よりフォーマットをダウンロードしてください
D	応募書②「令和6年度赤い羽根 歳末児童支援事業助成助成予算明細書」 ※本会 HP よりフォーマットをダウンロードしてください
E	事業報告書「申請団体の令和5年度 事業報告書」 ※(ファイル形式は Word、Excel、PDF のいずれか)
F	決算書「申請団体の令和5年度 決算書」 ※(ファイル形式は Word、Excel、PDF のいずれか)
G	事業計画書「申請団体の令和6年度 事業計画書」 ※(ファイル形式は Word、Excel、PDF のいずれか)
H	予算書「申請団体の令和6年度 予算書」 ※(ファイル形式は Word、Excel、PDF のいずれか)
I	関係資料① 実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料 (チラシ・HP など) ※任意
J	関係資料② 備品を購入する場合、型番・金額・数量が確認できるもの ※備品の購入を行う場合は必須
K	関係資料③ 申請団体及び助成金を充当する事業に係るその他任意の資料 ※任意

「e 応募」に関する注意事項

応募フォームは、概ね 30 分間、入力画面を開いたままにするとタイムアウトにより登録できなくなります。入力画面の最下段の「一時保存」をご利用ください。

締め切り間近でアクセスが殺到した場合、システムエラーが起きる可能性がありますので、応募の際は余裕をもってご応募ください。

(2) 助成審査及び決定

申請された事業の審査を行い、本会会長が決定します。

(3) 変更申請

助成決定後にやむを得ない事情により本会が認めた事業を変更したい場合は、必ず本会事務局に事前にご連絡のうえ、下記変更申請書に必要な書類を添付して本会へ提出し、事業の着手前に本会の承認を受けてください。

なお、提出先となる連絡先は、事前にご連絡をいただいた際に、事務局より伝達いたします。

L	変更申請書「令和6年度赤い羽根 歳末子ども食堂助成 変更申請書」 ※本会 HP よりフォーマットをダウンロードしてください
---	--

(4) 事業完了報告

事業完了後は、事業完了報告書に関係書類を添付し、事業終了後1月以内、または令和7年4月10日(木)までに所定の URL からアクセスできる事業報告ページからアップロードしてください。詳しくは決定通知にてお知らせいたします。

なお、助成金の精算時に必要な証憑書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、送金済みの助成金の一部またはすべてを返還していただくことがあります。

また、事業報告に係る提出書類は下記のを予定していますので、ご承知おきください。

M	報告書①「令和6年度赤い羽根 歳末児童支援事業助成 報告書」 ※本会 HP よりフォーマットをダウンロードしてください
N	報告書②「令和6年度赤い羽根 歳末児童支援事業助成助成収支精算明細書」

	※本会 HP よりフォーマットをダウンロードしてください
O	購入物品の領収書 ※必須
P	助成原資別の提出資料 ※一部必須。対象事業によっては、助成原資を提供いただきました団体への報告資料を提出いただきます。詳細は助成決定時にお伝えいたします。
Q	事業内容が分かる写真など ※任意

(助成の取消し)

第9条 次に掲げる事項に該当するときは、助成の決定を変更もしくは取消し、助成額の全額もしくは一部を本会に返還いただくことがあります。

- (1) 助成決定後に事業を休止、または廃止した場合
- (2) 助成金を指定された事業以外に使用した場合
- (3) その他、本会において不相当と認められた場合

(その他)

第10条 本助成要領に定めのないことについては、別に定めます。